

合併の際に代用自己 株式を用いた事例 0601

制度調査部
堀内勇世

【要約】

平成13年10月の金庫株解禁に伴い、保有する自己株式（金庫株）の処分が厳しく規制されるようになった。

処分の方法として、代用自己株式の方法がある。

これは、合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができるというものである。

平成17年（2005年）のプレスリリースから、合併の際に代用自己株式を用いた事例を、いくつか紹介する。

また、「特殊な代用自己株式」を用いた事例も紹介する。

1. 自己株式（金庫株）の処分等の概要

保有する自己株式（金庫株）の処分等の方法は、現在、次の通りである。

- ・売却処分
 - ～ ただし、商法上、新株発行手続に準じた規制を受ける（公告が必要、有利発行規制に準じた規制を受ける等）（商法第211条）（注1）（注2）。
- ・代用自己株式
 - ～ 合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができる（商法第409条の2、第356条、第374条の19）。
- ・新株予約権の行使時の移転
 - ～ 新株予約権が行使された際に、保有する自己株式（金庫株）を移転することができる（商法第280条の19）（注3）（注4）。
- ・端株・単元未満株式の買増制度への対応
 - ～ 定款で端株・単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがある（商法第220条の7、第221条の2）（注5）。
- ・消 却
 - ～ 商法第212条によれば取締役会の決議で消却可能である。

（注1）証券取引法の開示関連では、「売出し」として、規制がかかることがある。この点に

については、「企業内容等開示ガイドライン」の「A 基本ガイドライン」の「二 - 三」には、次の通り記載されている（「証券六法 平成 15 年版」より）。

会社が商法第二一条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、五〇名以上の者を相手方として売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行うときは「有価証券の売出し」に該当することに留意する。

（注 2）無償とする事例も出てきている。（株主総会の特別決議が必要と思われる。）

（注 3）ここでいう新株予約権（ストックオプションもこの一種）には、新株予約権付社債の新株予約権も含む。

（注 4）保振機構へ預託している転換社債型新株予約権付社債（CB）の転換分について金庫株を充当できるスキームが、平成 16 年 8 月 23 日から開始されている（平成 16 年 8 月 31 日付日経新聞参照）。

（注 5）「端株等の買増制度」については以下のレポート参照。
制度調査室情報「端株等の買増制度の商法改正案」（横山淳、2002.4.8 作成）

2 . 合併の際に代用自己株式を用いた事例

ここでは、平成 17 年（2005 年）の適時開示書類（プレスリリース）で見つけた、「合併の際に代用自己株式を用いた事例」を、いくつか紹介する。なお、計画を発表した段階の適時開示書類（プレスリリース）による。

存続会社 （代用自己株式を用いた会社）	消滅会社	適時開示書類の日付	代用の程度
日本医薬品工業（4541）	日本ガレン	H17.1.28	全部
井村屋製菓（2209）	井村屋乳業	H17.1.31	全部
トーカン（7648）	東海地域スーパー本部	H17.2.7	全部
エルミックシステム（4770）	ウェスコム	H17.3.25	全部
大日本製薬（4506）	住友製薬	H17.4.28	一部
東北新社（2329）	有限会社ヴァンエンタープライズ	H17.6.1	一部 （*）
フォルクス（8216）	どん	H17.9.9	一部？ （*）
川島織物（3009）	セルコン	H17.11.21	一部

（*）「特殊な代用自己株式」とでもいうべき方法が用いられている。次の「3 . 特殊な代用自己株式」参照。

3 . 特殊な代用自己株式

東北新社を存続会社とする合併と、フォルクスを存続会社とする合併では、少々特殊な方法が使われている。

A社（存続会社）がB社（消滅会社）を吸収合併する場合、代用自己株式を用いるとえば、**A社が保有する自己株式（A社株式）を、B社の株主に割り当てるのが普通である（これが通常の代用自己株式を用いた事例である。）**。

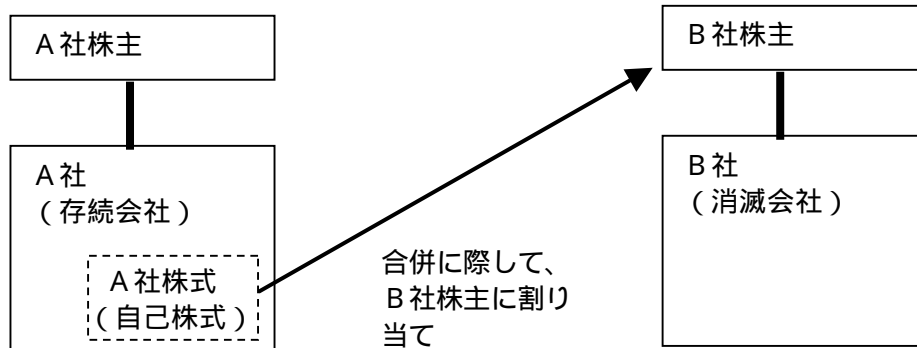
しかしながら、東北新社とフォルクスの2事例では、**消滅会社B社が保有するA社株式を、B社の株主に割り当てている（注6）（注7）**。

消滅会社B社が保有するA社株式を、B社の株主に割り当てる場合を、代用自己株式を用いた事例といえるかについて議論があるかもしれない。しかし、ここでは「『**特殊な代用自己株式**』を用いた事例」として取り上げて紹介してみた。

（注6）東北新社の事例は、有限会社を消滅会社していた。また、存続会社である東北新社が保有する自己株式も割り当てている。

（注7）東北新社の事例では、消滅会社が「保有する当社株式を自己株式とした上で」、割り当てると記載されているので、合併の前に東北新社が消滅会社から自己株式を取得しているの可能性もある。

通常の代用自己株式を用いた事例



「特殊な代用自己株式」を用いた事例

